

E i w a N e w s

賃上げ促進税制(プラチナくるみん認定など)

令和6年9月
(No. 230)

今回は、賃上げ促進税制において税額控除率が5%加算される「子育てとの両立支援・女性活躍支援(プラチナくるみん認定など)」に関する要件の概要をご紹介します。

[1] 賃上げ促進税制の税額控除率(令和6年4月1日以後に開始する各事業年度)

子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組を後押しする観点から、一定の厚生労働大臣の認定(プラチナくるみん認定など)を受けている場合には税額控除率が5%加算されます。(下記企業規模に応じて各③)

(1) 大企業向け

税額控除率は最大35%適用することができます。

① 継続雇用者給与等支給額の増加割合

- イ. 3%以上：税額控除率 10%
- ロ. 4%以上：税額控除率 15%
- ハ. 5%以上：税額控除率 20%
- ニ. 7%以上：税額控除率 25%

② 教育訓練費の増加割合10%以上など：税額控除率 5%加算

③ 次のいずれかの認定を受けている：税額控除率 5%加算

- イ. プラチナくるみん認定
- ロ. プラチナえるぼし認定

(2) 中堅企業向け

従業員数が2,000人以下の一定の法人は、税額控除率は最大35%適用することができます。

① 継続雇用者給与等支給額の増加割合

- イ. 3%以上：税額控除率 10%
- ロ. 4%以上：税額控除率 25%

② 教育訓練費の増加割合10%以上など：税額控除率 5%加算

③ 次のいずれかの認定を受けている：税額控除率 5%加算

- イ. プラチナくるみん認定
- ロ. プラチナえるぼし認定
- ハ. えるぼし認定 3段階目(3つ星)

(3) 中小企業向け

税額控除率は最大45%適用することができます。

また、税額控除しきれなかった部分の金額は、5年間の繰越しをすることができます。

① 継続雇用者給与等支給額の増加割合

- イ. 1.5%以上：税額控除率 15%
- ロ. 2.5%以上：税額控除率 30%

② 教育訓練費の増加割合5%以上など：税額控除率 10%加算

③ 次のいずれかの認定を受けている：税額控除率 5%加算

イ. プラチナくるみん認定

ロ. くるみん認定

ハ. プラチナえるぼし認定

ニ. えるぼし認定 3段階目 (3つ星)

ホ. えるぼし認定 2段階目 (2つ星)

[2] プラチナくるみん認定などの主な認定基準(厚生労働大臣による認定)

(1) プラチナくるみん認定

次のすべての事項その他一定の事項を満たしていること。

① 男性育休取得率…30%以上

② 女性育休取得率…75%以上

③ 出産した女性労働者のうち、子1歳時点の在職者割合…90%以上

(2) くるみん認定

次のすべての事項その他一定の事項を満たしていること。

① 男性育休取得率…10%以上

② 女性育休取得率…75%以上

(3) プラチナえるぼし認定

次のすべての事項その他一定の事項を満たし、かつ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の目標を達成したこと。

① 採用…男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上

② 継続就業…女性の平均勤続年数が男性の8割以上等

③ 労働時間等の働き方…平均残業時間が毎月45時間未満等

④ 管理職比率…女性の管理職比率が産業平均の1.5倍以上等

⑤ 多様なキャリアコース…女性の正社員への転換等

(4) えるぼし認定 3段階目 (3つ星)

次のすべての事項その他一定の事項を満たしていること。

① 採用…男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上

② 継続就業…女性の平均勤続年数が男性の7割以上等

③ 労働時間等の働き方…平均残業時間が毎月45時間未満等

④ 管理職比率…女性の管理職比率が産業平均以上

⑤ 多様なキャリアコース…女性の正社員への転換等

(5) えるぼし認定 2段階目 (2つ星)

上記(4)の事項のうち3つ又は4つの事項その他一定の事項を満たしていること。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしく願い申し上げます。